

5 個別クレジットにおける顧客の分割 払金の不払と、販売店から信販会 社に支払われた金銭の充当

渡辺達徳

東北大学名誉教授

東京地判令3・7・6 令2(ワ)8082号 立替払金等請求湯件 2021WLJPCA07068006

●——事実の概要

(1) 信用購入あっせん業等を目的とするX社は、運送事業等を目的とするY1社との間で、平成30年12月18日、Y1が自動車販売会社Aから購入する自動車(以下「本件車両」という。)の代金をY1に代わってXがAに支払うことを目的とするオートローン契約(以下「本件契約」という。)を締結した。その概要は、Y1は、Xに対し、本件車両の現金価格165万円に分割手数料を加えた総額186万余円を、平成31年1月から令和10年12月まで(120回)、毎月26日に分割して支払うというものである。Y1の代表者Y2は、Y1がXに対して負う債務を連帯保証する旨を書面により約した。また、本件契約には、Y1と販売会社間の売買契約がY1にとって営業のためのものであるなど割賦販売法35条の3の60第2項に該当する場合において、Y1が分割払金の支払を怠ったときは、分割払に関する期限の利益を喪失する旨の条項が含まれている。

(2) 一方、Xは、Aとの間で、平成29年4

月9日、「オートローン制度取扱いに関する契約書」と題する契約(以下「本件基本契約」という。)を締結していた。その10条1項には、販売会社は顧客よりオートローン契約または対象取引(オートローンの取扱対象となる自動車の販売等)の取消または解約の申し出を受け、あるいは顧客との間の対象取引を合意解約する場合には、事前にXに報告の上、Xの承諾を得て取消または解約手続を行う旨が、また、同条3項には、この取消または解約手続が行われた場合には、Xは、顧客との間のオートローン契約の取消または解約手続を行い、Xが販売会社に立替金を支払済みのときは、販売会社は直ちにXに当該立替金を返還する旨が、それぞれ定められていた。

(3) Xは、Aに対し、平成30年12月27日、本件契約に基づく立替払金として165万円を支払ったが、Aは、その後間もなく事実上倒産し、Y1に対して本件車両を引き渡さなかった

Y1は、Xに対し、平成31年2月以降、本件契約に基づく支払をしていない。一方、A

は、Xに対し、令和元年5月9日から同年11月7日までの間に、合計200万円を支払った(この支払の趣旨については争いがある)。Xは、平成31年2月分から令和2年2月分までにY1が支払うべき19万5000円を、令和2年3月7日までに支払うよう催告したが、支払がないまま同日を経過した。

(4) なお、令和元年5月当時、Aが顧客に納車していないことを理由として返金処理を行う必要があった案件として、Cを購入者とする取引(返金額475万余円。以下「C取引」という。)があった。そして、AY1間の本件車両売買契約は、運送事業を営むY1が営業のために締結したものであり、本件契約には割賦販売法35条の3の60第2項1号により同法35条の3の19第1項は適用されない一方、C取引に係るXC間の契約には、同法35条の3の19第1項が適用されるものとされている。

(5) Xは、Y1及びY2に対し、未払の分割払金等183万余円及び遅延損害金の支払を請求して訴えを提起した。

●——判旨

本判決は、Xの請求を132万余円及びXの催告に係る弁済期の翌日からの遅延損害金の限度で認容した。

本判決の争点は、①XA間において、AがXに支払った200万円(事実の概要(3))を本件契約に係る立替払金に充当する旨の合意があったか、②Aの支払った200万円が本件契約の支払にどのように充当されたか、という2点である。

1 200万円を本件契約に充当する合意の有無
本件基本契約10条3項は、販売会社に支払

われた立替払金の返還を対象取引等の取消し若しくは解約の要件としていないし、本件契約とC取引に係る契約とは別個のものであるから、Aが本件取引及びC取引に係る立替払金の全額をXに返還することが本件契約を解消する要件とはいえない。

しかし、「販売会社において本件契約を解消するためには、Xの承諾を得る必要があることは明らか」であり、「Xが立替払金の回収を図るために、解消の必要があるオートローン契約の立替払金等を全額支払わなければ、事実上、上記の承諾をしないという取扱いをすることは容易に推測し得る」。

また、本件基本契約17条(1)は、Xが販売会社に立替払金を支払った後に販売会社が顧客に納車しない場合には、対象取引及びオートローン契約を解消しなくても、原告が販売会社に対して立替払金相当額等の支払を求めることができるものとしている。

そうすると、XとAとの間で、上記の取扱いと異なり、AがXに支払った200万円を本件契約に基づく支払に充当するという合意をするのであれば、「その旨を明確化した書面が作成されるのが通常である」。しかし、本件全証拠によっても、そのような書面が作成されたとは認められない。

したがって、AがXに交付した200万円が本件契約に係る分割払金に充当され、本件契約が解消されたと解することはできない。

2 200万円が本件契約にどのように充当されたか

AがXに支払った200万円は、AがXに対する債務額を減らそうとする合理的意思に基づく一部弁済とみるべきである。そして、本件契約及び本件基本契約には弁済充当に関する

定めがなく、かつ、AもXも弁済を充当すべき債務を指定したと認めるに足りる証拠はないので、「法定充当（民法489条（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ）の定めによるものと解すべきである。そして、AのXに対する本件取引に係る債務とY1のXに対する本件契約に基づく債務は、同一の経済的利益を目的とする連帯債務の関係にあり、前者の債務に充当された分は、後者に対する債務にも充当される。

また、AのXに対する債務は、いずれも期限の定めのない債務であって、両者ともに弁済期が到来している。そして、C取引に係る契約に関するAのXに対する債務は単純債務であり、本件契約に関する立替金返還債務はY1のXに対する債務と連帯債務の関係にある。このような場合、一般的には、前者（C取引に関する債務〔単純債務〕）を弁済するほうが債務者の利益が多く、先に充当されるべきである（大判明40・12・13民録13輯1200頁参照）。しかし、そのように解するのは、弁済者が他の連帯債務者に求償する労を考慮したものであり、本件では、AとY1との関係においてY1に負担部分はないと解されるので、前者を弁済したほうがAの利益が多いとはいえない。したがって、本件では、「民法489条4号により按分に充当されることになる」。

●——研究

1 はじめに

本件は、信販会社Xとオートローン契約（本件契約）を締結した運送業者Y1社が、販売会社Aから車両の引渡しがないので（他にA

が顧客に車両の引渡しをしない案件〔C取引〕が1件あった）、Xに対する分割払金の返済をせず、XがY1及び連帯保証人Y2に対して分割払金等の支払を請求したところ、Yらは、AがXに交付した200万円がY1の支払うべき分割払金等の全額に充当され、自己の債務はすでに弁済により消滅したと主張して争ったものである。

本件の大きな争点は、①AがXに交付した200万円がY1の支払うべき分割払金の全額に充当される趣旨であったと解することができるか（→以下2）、②上記①の趣旨でないとすれば、この200万円は、債務の弁済としてどのように充当されるか（→以下3）、という2点である。

2 AがXに交付した200万円の趣旨

(1) これは、事業者間の約款である本件基本契約の解釈と、それを前提とした事案へのあてはめの問題である。

(2) XA間に適用される本件基本契約の定めによれば、一方では、Aによる対象取引（車両の売買等）の取消し・解約及びXによるオートローン契約の取消し・解約が先行し、その後にAがXに対して支払済みの立替金を返還するものとしており（10条3項）、販売会社からXへの立替払金の全額返還が本件契約を解消する要件とされてはいない。

(3) しかし、他方では、同10条1項は、販売会社が本件契約を解消するためにXの同意を必要としており、Xとしては立替払金の全額回収ができなければ上記同意をしないと容易に推測されること、また、同17条(1)は、Xが販売会社に立替金を支払った後に販売会社が顧客に納車しない場合には、Xは、対象取引及びオートローン契約の解消を要件とせ

ず、販売会社に対し、立替金相当額及び損害金の支払を求めることができることをそれぞれ定めている。

さらに、本判決は、XがY1に対して支払請求のできる本件契約を、Cに対して支払請求のできないC取引に係る契約に先立って解消することは考えられないと解した。その結果、本判決は、Xが返金額の少ないY1との取引に係る債務に200万円を充当してXY1間の本件契約を先ず解消しようとするXA間の合意があったとは考えられないとした。

(4) 本件基本契約の定めは、AがXから受領した立替払金の総額をXに提示してXの承諾を得ることが本件契約解消の要件か否かにつき、あいまいなところを残している(10条1項からは、要件でないようにも読める)。しかし、本判決は、10条3項や17条(1)の趣旨に加えて、Xが立替払金の全額を回収できなければY1による本件契約の解消を承諾することは考えられないという、オートローン契約を結ぶ当事者の合理的意思をも考慮に入れ、XY1間には200万円の支払により本件契約を解消する合意があったというY1の主張を退けたものと考えられる。個別クレジット取引の実態、当事者の合理的意思、取引上の社会通念に照らした事業者間約款の解釈を行い、事案にあてはめて結論を示した一事例である。

3 弁済充当のあり方

(1) AがXに交付した200万円の全額が本件契約に基づく立替払金相当額に充当されて本件契約が解消されたとは解されないとすれば、この200万円が、XY1間の本件契約及びC取引に係る契約に基づくY1の各債務にどのように充当されるか、という問題が残る(X

は、この200万円は解約金合計額に達するまでの預かり金であって、弁済の趣旨ではないと主張していたが、本判決は、このような理解は自己の債務を減らそうとするAの合理的意思に反し、採用し難いとした)。

(2) 本判決は、本件契約及び本件基本契約のいずれも弁済充当につき定めておらず、A及びXも弁済を充当すべき債務を指定したと認められないことから、法定充当の定め(民法489条〔平29法44による改正前のもの。以下、特記のない場合も同じ。〕)によるものとする。

本判決は、その上で、C取引に係る債務も本件契約に係る債務も弁済期に達していること(489条1号参照)、前者は単純債務であり後者は連帯債務であるが、単純債務を弁済するほうが債務者の利益が多いので先に充当すべきであるという大審院判例(大判明40・12・13民録13輯1200頁。489条2号参照)とは事案が異なること、を述べ、Aによる200万円の弁済は、両債務に按分に充当される(489条4号)と結論付けたものである(なお、現行法上も、488条4項4号により同じ結論となる)。

ここで、A及びYらがXに対して負う債務を連帯債務と解したこと、並びに本件における弁済充当のあり方、とりわけ按分による充当の規定(平29法44改正前489条4項・現行488条4項4号)を適用したことに関連して、検討の課題が残されているものと思われる。

(3) まず、判旨は、AのXに対する本件取引に係る債務(立替金返還債務)と本件契約に基づくY1のXに対する債務(分割払残金支払債務)は、「同一の経済的利益を目的とする連帯債務の関係にあると解される」と説

く。ここで「同一の経済的利益を目的とする」とは、「AのXに対する本件取引に係る債務への充当分」が「本件契約に基づくY1のXに対する債務にも充当される」という関係に着目したもののようである。

また、AがXに対して負う債務は、立替金返還額である165万円である一方、Y1がXに対して負う債務は車両購入価格165万円に分割払手数料を加えた186万6480円から既返済分を減じた183万8500円である（したがって、判旨によれば、AとY1は、Xに対して「不等額」の「連帯債務」を負うことになる）。判旨のいう同一の経済的利益とは、A（またはY1）が支払った分だけY1（またはA）が支払うべき分が減ること（弁済の絶対的効力）を説明しているにとどまるかのようである（講学上のいわゆる「不真正連帯債務」の趣旨か。ただし、本件では連帯債務であるとの認定が結論に影響しているわけではない）。

判旨のいう連帯債務関係の成立における債務者間の主観的共同関係、絶対的効力の生じる事由・範囲、求償関係の処理などについて、債権法改正後の規定及び理論状況も踏まえて精査する余地があろう（判旨は、本件ではY1に負担部分はなく、求償の問題は生じないとしている）。

(4) 一方、AがXに支払った200万円がC及びY1の債務にどのように充当されるかについて、判旨は、①AX間に充当に関する合意がなく、②本件契約に係るAの債務はY1の債務と連帯関係にあり、C取引に係るAの債務は単純債務であるが、単純債務のほうが債務者にとって利益が大きいという判例（大判明40・12・13民録13輯1200頁）の趣旨は本件ではあてはまらないこと、を述べた上

で、③「各債務の額に応じて充当する」という規定（平29法44改正前489条4項。現行488条4項4号も同じ）に従うものとした。

本件の認定事実から離れて判決を論評することはできないが、一般論として実務上も留意に値することを若干指摘しておく。

まず、弁済の提供は、債務の本旨に従ってされる必要がある（493条）、債務者が一部のみの提供をしても、債権者は、受領を拒絶することができる（本件でも、Aから提供された200万円をXが「受領」したのか否かについては争いがあった）。

次に、提供された金員を一部弁済として債権者が受領した場合には、充当のあり方が問題となるが、合意による充当が最優先である（中田裕康『債権総論〔第4版〕』（2020）404頁、奥田昌道・佐々木茂美『新版債権総論〔下巻〕』（2022）1085頁）。平29法44により新設された490条も、この趣旨を明確にするものである。ここで当事者間に明確な合意がない場合には、同種の取引上の慣行や社会通念、当該取引に現れた諸事情を汲んで、どこまで合意を擬制することが許されるか、一つの課題となる。明確な合意の不存在を理由に法定充当へと進むよりも、当事者意思の探求が妥当なこともあり得よう。

さらに、充当に関する合意が存在しないときは、①債務者による指定、②債権者による指定、③法定充当、の順で充当がされる（平29法44改正前488条・489条。現行488条）。本件においては①②のいずれもないと認定され、③により判断されたのは、法文に沿ったものといえる。しかし、本件事実から離れた一般論になるものの、今後の検討に向けた備忘として、3点の問題意識を略記しておく。

第1に、債務者による充当指定の段階において、A（販売会社）とY1（買主）がXに対して連帯債務を負うという判旨の理解によれば、Y1も充当指定をすることができたのではないか。法文によれば、弁済充当の指定を行う主体は、「弁済をする者」であるが、ここで重視される要素として、「弁済者の意思」と「債務者の利益」が並置されている（中田・前掲書405頁）。なお、連帯債務における弁済充当の指定が連帯債務者間でどのように行われるべきか、という問題も、あまり論じられていないようである。弁済や弁済の提供と異なり、弁済充当の指定を絶対的効力を持つものと解する理由はないように思われる。

第2に、弁済充当に関する債権者（X）の意思をどのように考慮すべきか。本件事案において、AはXに対する200万円の支払後に事実上の倒産状態となっており、また、Cは、Xに対する抗弁の対抗が可能とされている。したがって、XがC取引に係る契約に基づく立替払金をこれ以上回収することは難しい。一方、XとY1との本件オートローン契約においては、Y1及びY2の資力次第ではあるが、さらに分割払残金を回収することができる余地がある。そうであれば、Xとしては、Aが支払った200万円の全額をC取引に係る契約に基づく立替払金の回収に充当し、Yらから未払の分割払残金及び分割手数料等の更なる回収を図ることが、その意思に沿う。

そうであれば、第3に、信販会社は、本件のような類型の紛争に備えて、充当に関する合意を積極的に意識することが望ましいのではないか。当事者間の合意は、事前または弁済時にされることに加えて、弁済後であっても、合意により充当関係を変更することは、

第三者に影響を与えない限りは可能とされていることも（最判昭35・7・1民集14巻9号1641頁）、念頭に置かれてよいであろう。